

## 農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	その他施設の整備に関する事業 (災害公営住宅整備事業)	入谷地区	南三陸町

図面記号							
M-3 施設		土地の所在等	土地の所在	地 目		面 積	土地利用区分
				地 番	登記簿	現 況	(m <sup>2</sup> )
		別紙1のとおり					
計		5,990m <sup>2</sup> (田1,592m <sup>2</sup> 、畠4,398m <sup>2</sup> )					
転用することによ って生ずる付近の農 地作物等の被害の防 除施設の概要		汚水排水については、合併及び単独浄化槽を設置し既存排水路へ放流する。 雨水排水については、直接既存排水路を経由し志津川湾に排水可能である。農 業用水については、用水系統と排水系統を分離し従前の農業用水機能を保全す ることから、周辺農地での営農の支障はない。					

## (別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	51番	畠	畠	3,103	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	72番1	畠	畠	590	農振地域内・農用地区域外	都市計画区域外
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	52番	畠	畠	705	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町入谷字桜沢	53番の一部	田	田	1,592	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
計 4筆		5,990m <sup>2</sup>		(田 1,592m <sup>2</sup> 、畠 4,398m <sup>2</sup> )		